○東京藝術大学大学院国際芸術創造研究科規則

（平成28年３月24日
制　　定）

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規則は、東京藝術大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第４条第３項の規定に基づき、東京藝術大学大学院国際芸術創造研究科（以下「研究科」という。）における必要な事項について定めるものとする。

（目的）

第１条の２　研究科は、芸術と国際社会との関係性や国内外の情勢変化等を踏まえ、世界的にも評価の高い我が国の芸術文化価値や既に固有の存在として確立されている芸術諸分野の学術基盤を最大限に活かしつつ、専門領域によって分化している芸術文化の様々な実践を横断的かつ有機的に結びつけながら、新たな芸術価値を創造し、国際的に展開できる先導的な実践型人材育成や、芸術文化力を活かした新たなイノベーション創出・社会革新等をもたらすことのできる人材の育成を目的としている。

（課程）

第２条　研究科における課程は、修士課程とする。

（専攻）

第３条　修士課程の専攻は、アートプロデュース専攻とする。

（指導教員）

第４条　研究科教授会は、学生の所属する専攻に応じて研究指導教員を定めるものとする。

（成績評価基準等）

第５条　成績評価基準は別表のとおりとし、各授業における授業の方法及び計画並びに成績評価の方法に関しては、授業計画書等により学年の始めに公表する。

（単位の認定方法等）

第６条　単位の認定は、前条に規定する成績評価基準に基づき、試験の成績等により、授業担当教員が行う。

２　成績の評価は、秀・優・良・可及び不可の評語をもって表し、可以上を合格とし、不可は不合格とする。

第７条　研究科の専攻における授業科目及び単位数は、研究科（修士課程）履修内規（以下「修士履修内規」という。）」という。）に定めるとおりとする。

第２章　修士課程

（履修方法）

第８条　学生は、修士履修内規に定める当該専攻の授業科目のうちから必修科目及び選択科目を合わせて、３０単位以上を修得し、かつ、研究指導を受けなければならない。

（履修届及び研究計画の届出）

第９条　学生は、学年の始めに、指導教員の指導を受けて、履修届及び研究計画を所定の期日までに届け出なければならない。

（授業科目の試験）
第１０条　履修した授業科目の試験は、筆記試験若しくは口頭試験又は研究報告によって行うものとする。ただし、研究科教授会の承認を得た授業科目については、平常の成績又は当該授業科目の担当教員の合格報告をもってこれに代えることができる。
２　前項に規定する試験に合格した授業科目については、所定の単位を授与する。
（修士論文等の提出）
第１１条　修士論文及び特定課題研究報告書（以下「修士論文等」という。）は、修士課程に１年以上在学し、２年次修了時までに30単位以上の修得見込みの者でなければ提出することができない。ただし、極めて優れた研究業績を上げたと研究科教授会が認めた者の在学要件に関しては、大学院学則第18条ただし書に規定する期間の在学見込みがあれば足りるものとする。
２　修士論文等並びにその題目及び要旨は、研究科長が指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、修士論文等の題目については、あらかじめ、研究指導教員の承認を得なければならない。
（修士論文等の審査及び試験）
第１２条　修士論文等の審査及び試験は、東京藝術大学学位規則の定めるところにより、研究科教授会が行う。
２　特別の事情により修士論文等の審査及び試験を受けることができなかった者は、その理由を付して修士論文等の追審査及び追試験を願い出ることができる。
３　研究科長は、前項の願い出のあった者について、研究科教授会の議を経て、修士論文等の追審査及び追試験を行うことができる。

第３章　雑則

（雑則）
第１３条　この規則に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、研究科教授会の定めるところによる。

附　則

この規則は、平成 28 年４月１日から施行する。

別表（第５条関係）

評　価　基　準			
秀	100～95	Ａｓ	5
優	94～80	A	4
良	79～60	B	3
可	59～50	C	2
不　可	49以下	D	1